

静 岡 市 報

No.34

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

発 行 所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月 1 日

目 次

条 例

蒲原町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定	3
蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する 条例の制定	5
蒲原町高額医療費資金貸付条例の経過措置を定める条例の制定	6
静岡市蒲原文化センター条例の制定	7
静岡市蒲原プール条例の制定	12
蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例の制定	13
静岡市事務分掌条例の一部改正	16
静岡市手数料条例の一部改正	17
静岡市体育館条例の一部改正	19
静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一 部改正	21
静岡市区の設置等に関する条例の一部改正	21
静岡市名誉市民条例の一部改正	22
静岡市功労者表彰条例の一部改正	23
静岡市情報公開条例の一部改正	23
静岡市個人情報保護条例の一部改正	24
静岡市行政手続条例の一部改正	24
静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部改正	25
静岡市農業委員会農地部会等の委員の定数に関する条例の一部改正	26
静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正	26
静岡市職員の分限に関する条例の一部改正	27
静岡市職員の定年等に関する条例の一部改正	27
静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正	28
静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	29
静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	30
静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部改正	30
静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部改正	31
静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	32
静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正	32
静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正	33
静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正	34
静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正	34
静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部改正	35
静岡市印鑑条例の一部改正	35
静岡市介護保険条例の一部改正	36
静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	37
静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部改正	37
静岡市老人福祉センター条例の一部改正	39
静岡市老人デイサービスセンター条例の一部改正	41

静岡市立保育所条例の一部改正	42
静岡市児童館条例の一部改正	43
静岡市心身障害者扶養共済条例の一部改正	44
静岡市保健福祉センター条例の一部改正	46
静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部改正	46
静岡市飼い犬条例の一部改正	47
静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部改正	47
静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	48
静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正	49
静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正	49
静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正	50
静岡市火入れに関する条例の一部改正	50
静岡市都市計画審議会条例の一部改正	51
静岡市住居表示に関する条例の一部改正	52
静岡市都市公園条例の一部改正	52
静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部改正	53
静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正	53
静岡市自転車等駐車場条例の一部改正	54
静岡市建築協定条例の一部改正	55
静岡市道路占用料条例の一部改正	56
静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正	56
静岡市法定外公共物管理条例の一部改正	57
静岡市営住宅管理条例の一部改正	58
静岡市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部改正	59
静岡市立学校設置条例の一部改正	60
静岡市育英条例の一部改正	60
静岡市公民館条例の一部改正	61
静岡市図書館条例の一部改正	63
静岡市文化財保護条例の一部改正	66
静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	66
静岡市消防職員等に対する賞じゅつ金等の支給に関する条例の一部改正	67
静岡市火災予防条例の一部改正	67
静岡市消防団の設置等に関する条例の一部改正	68
静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	68
静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	69
静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	70
静岡市水道事業給水条例の一部改正	71
静岡市勤労者福祉センター条例の一部改正	74
静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正	76
静岡市屋外広告物条例の一部改正	76
静岡市両河内財産区基金条例の一部改正	84
規 則	
静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正	85
静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部改正	85
静岡市老人福祉法施行細則の一部改正	86
静岡競輪開設53周年記念競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契 約規則の特例に関する規則の制定	87
市 告 示	
静岡市建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の 閲覧規程の一部改正	88
静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定め た告示の一部改正	88

消防本部告示 静岡市消防長の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の一部改正	89
選挙管理委員会告示 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程の一部改正	90
静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程の一部改正	90
政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正	90
清水区選挙管理委員会告示 公職選挙法の規定による在外選挙人名簿からの抹消	91

条 例

蒲原町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第178号

蒲原町の編入に伴う静岡市税条例の適用の経過措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、蒲原町の編入に伴い、編入前の蒲原町の区域(以下「旧蒲原町の区域」という。)における静岡市税条例(平成15年静岡市条例第102号。以下「市税条例」という。)の適用に関する経過措置を定めるものとする。

(市税等の賦課徴収に関する経過措置)

第2条 旧蒲原町の区域に係る徴収金(市税条例第2条第2号に規定する徴収金をいう。)の賦課徴収に係る市税条例の規定は、平成18年度以後の年度分(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。)の市民税については、蒲原町の編入の日(以下「編入日」という。)以後に終了する事業年度分、連結事業年度分又は計算期間分)の徴収金の賦課徴収から適用し、平成17年度分(法人等の市民税については、編入日前に終了する事業年度分、連結事業年度分又は計算期間分)までの徴収金の賦課徴収については、なお編入前の蒲原町税条例(昭和63年蒲原町条例第1号。以下「編入前の条例」という。)の例による。

(個人の市民税に関する経過措置)

第3条 旧蒲原町の区域に係る市税条例第13条及び第17条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税から適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお編

入前の条例の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 旧蒲原町の区域内に所在する固定資産に対して課する固定資産税に係る市税条例第 67 条から第 69 条までの規定は、平成 19 年度以後の年度分の固定資産税から適用し、平成 18 年度分までの固定資産税については、なお編入前の条例の例による。

2 平成 19 年 1 月 1 日において市街化区域農地(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び第 7 条第 3 項において同じ。)である場合であって、編入日の前日において旧蒲原町の区域内に所在する市街化区域農地であったもの(以下この項及び第 7 条第 3 項において「特例対象市街化区域農地」という。)に対して課する平成 19 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第 29 条の 7 第 1 項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 5 条 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により交付された原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識について、その所有者又は使用者が新たに市長に申告する日までの間は、市税条例の規定により交付された標識とみなす。

(事業所税に関する経過措置)

第 6 条 旧蒲原町の区域に係る事業所税については、平成 18 年 9 月 1 日以後に課税標準の算定期間が終了する事業について適用する。

2 旧蒲原町の区域に係る事業所税は、市税条例第 141 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までに課税標準の算定期間が終了する事業に限り、当該事業を行う者に対しては、課さない。

(都市計画税に関する経過措置)

第 7 条 旧蒲原町の区域内に所在する土地及び家屋に対して課する都市計画税に係る市税条例第 153 条の規定は、平成 19 年度以後の年度分の都市計画税から適用し、平成 18 年度分までの都市計画税については、なお編入前の条例の例による。

2 旧蒲原町の区域に係る都市計画税の税率は、市税条例第 154 条の規定にかかわらず、平成 22 年度までの年度分に限り、100 分の 0.2 とする。

3 特例対象市街化区域農地に対して課する平成 19 年度から平成 23 年度までの各年度分の都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第 29 条の 7 第 1 項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

(督促手数料に関する経過措置)

第 8 条 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により発行された督促状に係る督促手数料については、なお編入前の条例の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 9 条 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、旧蒲原町の区域における市税条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 179 号

蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、蒲原町の編入に伴う静岡市国民健康保険条例(平成 16 年静岡市条例第 19 号。以下「静岡市条例」という。)の適用に関する経過措置を定めるものとする。

(保険給付に関する経過措置)

第 2 条 蒲原町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに給付事由の生じた編入前の蒲原町の国民健康保険の被保険者(以下「旧蒲原町の被保険者」という。)に係る保険給付については、編入前の蒲原町国民健康保険条例(昭和 34 年蒲原町条例第 1 号。以下「編入前の国保条例」という。)の例による。

(国民健康保険税の賦課徴収に関する経過措置)

第 3 条 編入日の前日に旧蒲原町の被保険者の属する世帯の世帯主(旧蒲原町の被保険者である世帯主を含む。以下同じ。)であった世帯主に対しては、平成 17 年度分に限り、静

岡市条例の規定にかかわらず、編入前の蒲原町国民健康保険税条例（昭和34年蒲原町条例第11号。以下「編入前の国保税条例」という。）の例により、国民健康保険税を賦課徴収する。

第 4 条 前条に規定するもののほか、旧蒲原町の被保険者の属する世帯の世帯主に係る平成17年度分までの国民健康保険税の賦課徴収については、なお編入前の国保税条例の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 編入日の前日までにした編入前の国保条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の国保条例の例による。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、蒲原町の編入に伴う静岡市条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

蒲原町高額医療費資金貸付条例の経過措置を定める条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第180号

蒲原町高額医療費資金貸付条例の経過措置を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、蒲原町の編入に伴い、編入前の蒲原町高額医療費資金貸付条例（昭和60年蒲原町条例第15号。以下「編入前の条例」という。）の規定による貸付金の返済に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付金の返済）

第 2 条 蒲原町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の条例の規定により貸付けをした貸付金に係る編入日以後における返済その他の取扱いについては、なお編入前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市蒲原文化センター条例をここに公布する。

平17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第181号

静岡市蒲原文化センター条例

(設置)

第1条 静岡市は、自発的な学習活動を支援する施設及び発表の場を提供し、市民の文化の向上を図るため、次の施設を設置する。

名 称	位 置
静岡市蒲原文化センター	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号

(開館時間)

第2条 静岡市蒲原文化センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時(別表第1の2講習室等使用料の表に掲げる施設については、午後9時)までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 毎月の第3日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)(当日が月曜日又は毎月の第3日曜日に当たるときは、その翌日)
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないこ

とができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不適當と認めるとき。

(使用料の納付)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第 7 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 8 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由で利用できなかったとき。
- (2) 利用しようとする日前 3 日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用目的の変更等の禁止)

第 9 条 利用者は、センターの利用の目的を市長の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第 10 条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第 4 条第 2 項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第 5 条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(特別の設備等)

第11条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用を終わったとき、又は第10条の規定によりセンターの利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 2 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町福祉センター条例(昭和45年蒲原町条例第5号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。
- 3 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 2 条、第 6 条関係)

1 ホール使用料

室名	収容人員	様式	利用区分	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
				午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
ホール (舞台を含む。)	418 人	洋室舞台	平日・土曜日	5,000 円	7,000 円	10,000 円	12,000 円	17,000 円	22,000 円
			日曜日・祝日	7,000 円	11,000 円	12,000 円	18,000 円	23,000 円	30,000 円
暖房使用料				4,000 円	5,000 円	5,000 円	9,000 円	10,000 円	14,000 円
冷房使用料				5,000 円	6,000 円	6,000 円	11,000 円	12,000 円	17,000 円

2 講習室等使用料

室名	収容人員	様式	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
講習室	20人	和室	500円	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円
相談室	10人	洋室	300円	300円	500円	600円	800円	1,100円
舞 台	40人	洋室	700円	700円	1,200円	1,400円	1,900円	2,600円
会議室	30人	和室	700円	700円	1,200円	1,400円	1,900円	2,600円

備考 利用者が冷房機又は暖房機を使用した場合は、上記使用料の 2 割に相当する額を徴収する。

別表第 2 (第 6 条関係)

1 舞台設備使用料

品 名	単 位	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
平台	1 台	100円	100円	100円
松羽目	一式	500円	500円	500円

金屏風	1 双	500円	500円	500円
演台	1 台	300円	300円	300円
ピアノ	1 台	2,000円	2,000円	2,000円
エレクトーン	1 台	2,000円	2,000円	2,000円

2 音響設備使用料

品 名	単 位	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
場内拡声装置	一式	1,000円	1,000円	1,000円
ワイヤレスマイク	1 本	500円	500円	500円
ダイナミックマイク	1 本	200円	200円	200円
レコードプレーヤー	1 台	400円	400円	400円
効果用アンプ	1 台	400円	400円	400円

3 照明設備使用料

品 名	単 位	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
ボーダーライト	一式	1,500円	1,500円	1,500円
サスペンション スポットライト				
アッパーホリゾン トライト				
フットライト				
ロアーホリゾン トライト				
シーリングスポット				
フロントサイド スポット				
天井付調光型蛍光灯	一式	1,000円	1,000円	1,000円
壁付八口ゲン灯				
天井ダウンライト				
ロビー照明				

静岡市蒲原プール条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第182号

静岡市蒲原プール条例

(設置)

第 1 条 静岡市は、児童等に対する水泳のための施設を提供することにより、児童等の体育の振興を図るため、次の施設を設置する。

名 称	位 置
静岡市蒲原プール	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号

(開場時間)

第 2 条 静岡市蒲原プール(以下「プール」という。)の開場時間は、午前 9 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時30分までとする。ただし、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開場期間)

第 3 条 プールの開場期間は、7月21日から8月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(利用者の範囲)

第 4 条 プールを利用することができる者は、小学校の児童及びこれに準ずる者並びに小学校の就学の始期に達していない者並びにこれらの付添人とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときについては、この限りでない。

(利用の許可)

第 5 条 プールを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プールの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) プールの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第 7 条 プールの使用料は、無料とする。

(利用の許可の取消し等)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 第 5 条第 2 項の規定による利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第 9 条 プールの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 183 号

蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 39 条の 5 第 1 項の規定に基づき、静岡市長が徴収する蒲原漁港区域内の土砂採取料及び占用料(以下「土砂採取料等」という。)の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(土砂採取料等の額)

第 2 条 土砂採取料等の額は、別表の規定により算定した額とする。

(土砂採取料等の徴収方法)

第 3 条 土砂採取料等は、許可の日又は当該年度当初の日から 60 日以内に徴収する。

2 許可期間が許可の日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の土砂採取料等は、毎年度当該年度分を徴収する。

(土砂採取料等の減額又は免除)

第 4 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、土砂採取料等を減額し、又は免除することができる。

(土砂採取料等の不還付)

第 5 条 既納の土砂採取料等は、還付しない。ただし、市の都合により土砂採取若しくは占用の許可を取り消したとき、又は許可を受けた者の責めに帰することができない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

2 蒲原町の編入の日(以下この項及び次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町が行った法第39条第 1 項の規定による許可のうち、編入日以後に許可期間が満了するものに係る土砂採取料等の額及び徴収方法については、なお編入前の蒲原町漁港区域内土砂採取料及び占用料徴収条例(平成12年蒲原町条例第17号。次項において「編入前の条例」という。)の例による。

3 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 2 条関係)

1 土砂採取料

種 目	料 金		摘 要
	単 位	金 額	
砂利	1 立方メートル	136円50銭	
砂	1 立方メートル	115円50銭	
土砂	1 立方メートル	136円50銭	
れき 礫・栗石	1 立方メートル	157円50銭	控長15センチメートル未満

転石	1 個	21円	控長30センチメートル未満
		42円	控長30センチメートル以上40センチメートル未満
		63円	控長40センチメートル以上60センチメートル未満

備考

- 1 控長60センチメートル以上の転石については、控長10センチメートル以内を増すごとに40円を加える。
- 2 1 件の土砂採取量が1立方メートルに満たないとき、又は1立方メートルに満たない端数が生じたときは、それぞれ1立方メートルとする。
- 3 1 件の土砂採取料の額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げ、当該土砂採取料の額が100円未満であるときは、100円とする。

2 占用料

(1) 占用期間が1月以上の場合

種 目	料 金		摘 要
	単 位	金 額	
工作物の設置を伴うもの	1 平方メートル 1年につき	200円	
広告板（掲示板を含む。）	1 平方メートル 1年につき	2,420円	広告表示面積による。
広告塔（掲示板を含む。）	1 平方メートル 1年につき	2,420円	広告表示面積による。
管 線 類	外径0.5メートル未満	1メートル1年につき	140円
	外径0.5メートル以上	1メートル1年につき	360円
電柱	1 本 1年につき	1,200円	支線、支柱及び支線柱は、1本とみなす。
鉄塔（広告物を除く。）	1 基 1年につき	660円	
漁業用工作物	1 平方メートル 1年につき	60円	
上記以外のもの	上記の類似種目に準じて算定した額		

(2) 占用期間が1月未満の場合

種 目	料 金		摘 要
	単 位	金 額	
工作物の設置を伴うもの	1 平方メートル につき	17円49銭9厘9毛	
工作物の設置を伴わないもの	1 平方メートル につき	8円74銭9厘9毛	

広告板（掲示板を含む。）		1 平方メートルにつき	211 円 74 銭 9 厘 9 毛	広告表示面積による。
広告塔（掲示板を含む。）		1 平方メートルにつき	211 円 74 銭 9 厘 9 毛	広告表示面積による。
管線類	外径 0.5 メートル未満	1 メートルにつき	12 円 24 銭 9 厘 9 毛	
	外径 0.5 メートル以上	1 メートルにつき	31 円 50 銭	
電柱		1 本につき	105 円	支線、支柱及び支線柱は、1 本とみなす。
鉄塔（広告物を除く。）		1 基につき	57 円 75 銭	
漁業用工作物		1 平方メートルにつき	5 円 25 銭	
上記以外のもの		上記の類似種目に準じて算定した額		

備考

- 1 占用期間が 1 年未満であるとき、又は 1 年未満の端数があるときは、月割計算とし、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 2 面積又は長さが、この表に定める単位に満たないとき、又はこの表に定める単位に満たない端数があるときは、この表に定める単位に切り上げる。
- 3 1 件の占用料の額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを 100 円に切り上げ、当該占用料の額が 100 円未満であるときは、100 円とする。

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 184 号

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成 16 年静岡市条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市民局」を「市民環境局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（静岡市青少年問題協議会条例の一部改正）

- 2 静岡市青少年問題協議会条例（平成 15 年静岡市条例第 271 号）の一部を次のように改正

する。

第 8 条中「市民局」を「市民環境局」に改める。

(静岡市興津川の保全に関する条例の一部改正)

- 3 静岡市興津川の保全に関する条例(平成15年静岡市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第22条第16項中「市民局」を「市民環境局」に改める。

(静岡市町界町名整理調査委員会条例の一部改正)

- 4 静岡市町界町名整理調査委員会条例(平成15年静岡市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市民局」を「市民環境局」に改める。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第185号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町に対してなされた申請に係る手数料については、なお編入前の蒲原町手数料条例(平成12年蒲原町条例第14号)の例による。

別表第 6 中

「

高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用 除外に係る認定申請	27,000円	を
---	---------	---

」

「			
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円	に、	
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円		
」			
「			
特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請	160,000円	を	
」			
「			
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造に関する制限の適用除外に係る許可申請	160,000円	に、	
景観地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円		
景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請	160,000円		
景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請	160,000円		
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円		
」			
「			
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円	を	
」			

一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000円
既存の建築物について行われる 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請	27,000円
既存の建築物について行われる 2 以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請	27,000円

に

改める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第186号

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

静岡市蒲原体育館	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号
----------	--------------------

第5条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定等の公告）

第19条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

3 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町立体育館条例（平成14年蒲原町条例第27号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 7 の次に次の 1 表を加える。

別表第 8（第 5 条関係）

静岡市蒲原体育館の使用料

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間 1	夜間 2	午前・午後	午前・午後・夜間 1	午後・夜間 1	午後・夜間 1・夜間 2	夜間 1・夜間 2	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 7 時まで	午後 1 時から午後 7 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	1,200 円	1,500 円	1,000 円	1,000 円	3,000 円	4,000 円	2,500 円	3,500 円	2,000 円	5,000 円
その他の場合	1,800 円	2,000 円	1,250 円	1,250 円	4,000 円	5,250 円	3,250 円	4,500 円	2,500 円	6,500 円

備考

- 1 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 2 利用時間を超えたときの使用料は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき時間区分の 1 時間相当額を加算する。
- 3 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。ただし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に 1 条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（静岡市体育館条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 静岡市体育館条例の一部を改正する条例（平成17年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に 3 条を加える改正規定中「及び静岡市中央体育館井川分館」を「、静岡市蒲原体育館及び静岡市中央体育館井川分館」に改める。

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第187号

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部
を改正する条例

静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成15年静岡市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 1 号中「第 6 条第 1 項」の次に「及び第 6 条の 2 第 1 項」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

5 第 2 章の規定は、静岡市の区域のうち編入前の蒲原町の区域においては、平成18年 4 月30日以後にする第 9 条第 2 項各号に規定する申請又は通知に係る中高層建築物の建築主等について適用する。

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第188号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「葵区及び駿河区の」を「前条の区に置く」に改め、同項の表に次のように加える。

清水区役所蒲原支所	静岡市清水区蒲原新田二丁目 16 番 8 号
-----------	------------------------

別表第 1 清水区の項中「神田町」の次に「、蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原東」を加える。

別表第 2 に次のように加える。

清水区役所蒲原支所	蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中及び蒲原東
-----------	---

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

静岡市名誉市民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 189 号

静岡市名誉市民条例の一部を改正する条例

静岡市名誉市民条例（平成 16 年静岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町名誉町民条例（昭和 55 年蒲原町条例第 11 号）の規定により決定された蒲原町名誉町民は、この条例の相当規定により選定された名誉市民とみなす。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

静岡市功労者表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第190号

静岡市功労者表彰条例の一部を改正する条例

静岡市功労者表彰条例（平成16年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町表彰条例（昭和45年蒲原町条例第10号）の規定により表彰されたものは、この条例の相当規定により表彰された功労者とみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第191号

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例

静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 8 第2章及び第3章の規定は、編入前の蒲原町の職員が昭和57年3月31日以前に職務上作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 9 実施機関は、前項の規定により、第2章及び第3章の規定を適用しない公文書について公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 10 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町情報公開条例（昭和57年蒲原町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第192号

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「以前に」の次に「職務上」を、「保有個人情報」の次に「（編入前の蒲原町に係る保有個人情報を除く。）」を加える。

附則第9項を次のように改める。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

9 蒲原町の編入の際、現に同町において行われていた保有個人情報の取扱いに係る業務であって、本市においてこれに相当する業務を行っていないものについては、第6条第1項中「を開始しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ」とあるのは、「について、次に掲げる事項を蒲原町の編入の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

附則に次の2項を加える。

10 蒲原町の編入の際、現にされている編入前の蒲原町個人情報保護条例（平成15年蒲原町条例第24号。次項において「編入前の条例」という。）第20条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、第40条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

11 前項に定めるもののほか、蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第193号

静岡市行政手続条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「並びに市の条例、執行機関の規則及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程」を「（静岡県事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定するものを除く。）並びに条例等」に改め、同条第6号中「除く。」の次に「以下同じ。」を加える。

第13条第2項第5号、第19条第1項及び第37条第2項中「規則」を「市規則」に改める。

第38条中「規則で」を「市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関が」に改める。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町行政手続条例（平成9年蒲原町条例第4号）の規定によりなされた処分、行政指導及び届出に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第194号

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成15年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則の表第9区の項中「及び和田島」を「、和田島、蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中及び蒲原東」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市農業委員会農地部会等の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第195号

静岡市農業委員会農地部会等の委員の定数に関する条例の一部を改正する
条例

静岡市農業委員会農地部会等の委員の定数に関する条例（平成15年静岡市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2号イ中「1人」を「2人」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（農政部会の委員の定数の特例）

- 2 平成19年3月31日（同日までに一般選挙により選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、その日）までの間、第2号アに掲げる委員の定数は、28人とする。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第196号

静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

静岡市固定資産評価審査委員会条例（平成15年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町固定資産評価審査委員会条例（平

成11年蒲原町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第197号

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 5 蒲原町の編入の日(以下この項及び次項において「編入日」という。)の前日までに休職を命じられた編入前の蒲原町の職員で、編入日以後においても引き続き休職を命じられることとなるものに対する第5条第1項の規定による休職の期間は、編入日前の休職の期間を通算する。
- 6 編入日の前日までに、編入前の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年蒲原町条例第58号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第198号

静岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町職員の定年等に関する条例（昭和59年蒲原町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第199号

静岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成15年静岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町の職員がした行為に対する編入前の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年蒲原町条例第57号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。）の規定による編入前の蒲原町の職員に係る減給又は停職の効果で編入日において引き続き本市に採用された者に係る編入日以後の期間に係るものは、なお編入前の条例の例による。
- 5 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第200号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日（以下この項、附則第5項及び附則第6項において「編入日」という。）の前日において編入前の蒲原町の職員であった者で引き続き編入日において本市に採用されたもの（以下この項及び附則第5項において「継続採用職員」という。）に係る編入日から平成19年3月31日までの間の年次有給休暇については、第13条第1項の規定にかかわらず、当該期間の休暇とし、その日数は編入日の前日までの当該継続採用職員の編入前の蒲原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年蒲原町条例第1号。附則第5項及び附則第6項において「編入前の条例」という。）第12条第1項の規定による年次有給休暇の残日数に5日を加えた日数とする。
- 4 平成18年度に第13条第1項第3号に掲げる職員となった者に対する同項の規定の適用については、同項中「20日」とあるのは、「25日」とする。
- 5 編入日までに継続採用職員が編入前の条例第12条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇の残日数を有していた場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。
- 6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた承認、休暇の付与その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第201号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年蒲原町条例第1号）の規定により承認を受けた編入日前の蒲原町の職員に係る育児休業又は部分休業で編入日以後に引き続き本市に採用された者に係るものの取扱いについては、なお同条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第202号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成15年静岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の次に次の1条を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 第2条の2 蒲原町の編入の日（以下この条において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町の職員であった者（静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合補償条例（昭和44年静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合告示第8号。以下この条において

「組合条例」という。)第 2 条に規定する職員(学校医等を除く。)をいう。次項において「編入前の職員」という。)が公務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡し、又は通勤により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合における公務上の災害又は通勤による災害であって、組合条例の規定により編入日の前日まで補償がなされていたものうち引き続き編入日以後の期間に支給すべきものについては、組合条例の例により補償する。

- 2 編入日の前日までに、編入前の職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合であって編入日以後に補償が必要な状態になったとき(既に補償を受けていた者が新たな補償を必要とする状態になったときを含む。)における公務上の災害又は通勤による災害については、組合条例の例により補償する。
- 3 前 2 項の規定により補償する場合において、組合条例の規定によりなされた認定、補償、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日の前日までにした組合条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお組合条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第203号

静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例(平成15年静岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 第 3 条の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに発生した蒲原町の職員等であった者で編入日において引き続き職員等であるものに係る災害が、編入日以後同条各号に掲げる法律又は条例の規定に基づき、

公務上の災害又は通勤による災害と認定された場合であっても、当該職員等に対する見舞金は、支給しない。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第204号

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 7 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町の議員であった者に編入前の蒲原町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年蒲原町条例第18号）の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償で編入日以後に支給し、又は弁償するものの取扱いについては、なお同条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第205号

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町の特別職の職員であった者に編入前の蒲原町特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年蒲原町条例第2号）の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償で編入日以後に支給し、又は弁償するもの取扱いについては、なお同条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第206号

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 編入前の蒲原町の職員が出発した旅行に係る旅費で蒲原町の編入の日以後に本市において支給すべきものの支給については、編入前の蒲原町職員等の旅費に関する条例（昭和32年蒲原町条例第91号）の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第207号

静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成15年静岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和59年蒲原町条例第12号）の規定によりなされた財産の貸付けに関する契約については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第208号

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する
条例

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 5 蒲原町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町が行った地方自治法第238条の4第4項の規定による許可のうち、編入日以後に使用期間が満了するものに係る使用料の額は、なお編入前の蒲原町町有地使用料

徴収条例（平成12年蒲原町条例第38号。次項において「編入前の条例」という。）の例による。

- 6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第209号

静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市税外収入金に係る督促等に関する条例（平成15年静岡市条例第104号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町税外収入金の督促等に関する条例（昭和40年蒲原町条例第19号）の規定に基づき発した督促状に係る税外収入金の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、なお同条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第210号

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例

静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 6 蒲原町の編入の日(以下この項から附則第 9 項までにおいて「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町印鑑条例(昭和50年蒲原町条例第 7 号。次項及び附則第 9 項において「編入前の条例」という。)第 6 条第 1 項の規定により登録された印鑑登録原票で、編入日において引き続き市内に住所を有する者に係るものは、第 4 条第 2 項に規定する印鑑登録原票とみなす。
- 7 編入日の前日までに、編入前の条例第 7 条の規定により交付された印鑑登録証(以下この項及び次項において「蒲原町印鑑登録証」という。)で、編入日において引き続き市内に住所を有する者に係るものは、第 8 条に規定する印鑑登録証とみなす。この場合において、第15条から第18条までの規定は、蒲原町印鑑登録証の交付を受けている者には適用しない。
- 8 蒲原町印鑑登録証の交付を受けている者で、編入日において引き続き市内に住所を有するものは、編入日以後速やかに当該蒲原町印鑑登録証と引き替えに第 8 条に規定する印鑑登録証の交付を受けるよう努めるものとする。
- 9 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた印鑑の登録並びに印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年 3 月 31 日から施行する。

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第211号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例(平成15年静岡市条例第108号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を附則第 8 項とし、附則第 5 項の次に次の見出し及び 2 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 6 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町介護保険条例(平成12年蒲原町条例第 1 号。次項において「編入前の条例」という。)の

規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 7 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第212号

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年静岡市条例第110号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年蒲原町条例第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第213号

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町立学校グラウンド等夜間照明施設条例(昭和50年蒲原町条例第22号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。

4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 中

「

長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目 9 番地の 1	を
-------------------	----------------------	---

」

「

長田南中学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区みずほ三丁目 9 番地の 1	に、
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分を除く。)	静岡市清水区蒲原49番地	

」

「

大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地	を
-------------------	----------------	---

」

「

大里東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市駿河区高松2310番地	に、
蒲原中学校グラウンド夜間照明施設(テニスコート部分に限る。)	静岡市清水区蒲原49番地	
蒲原東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原666番地	

」

「

足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の 1	を
-------------------	--------------------	---

」

足久保小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区足久保奥組741番地の1	に
蒲原西小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号	

改める。

別表第2中

中型照明	4～7基	350円	710円	1,070円	1,420円	を
小型照明	4～6基	100円	200円	300円	400円	

中型照明	350円	710円	1,070円	1,420円	に
小型照明	100円	200円	300円	400円	

改める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第214号

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

静岡市蒲原老人福祉センター	静岡市清水区蒲原神沢1363番地の4
---------------	--------------------

第15条中「及び静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘」を「、静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘及び静岡市蒲原老人福祉センター」に改める。

附則に次の1項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町老人福祉センター設置条例 (昭和53年蒲原町条例第19号) の施行のためになされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第116号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に 2 条を加える改正規定中

「

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	午前 9 時から午後 4 時まで
--------------------	------------------

を

」

「

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	午前 9 時から午後 4 時まで
静岡市蒲原老人福祉センター	午前 9 時30分から午後 4 時30分まで

に、

」

「

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	(1) 月曜日 (毎月の第 3 日曜日の翌日を除く。) 及び毎月の第 3 日曜日 (2) 国民の祝日 (当日が月曜日 (当日が毎月の第 3 日曜日の翌日に当たるときを除く。) 又は 毎月の第 3 日曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
--------------------	--

を

」

静岡市清水折戸老人福祉センター羽衣荘	(1) 月曜日 (毎月の第 3 日曜日の翌日を除く。) 及び毎月の第 3 日曜日 (2) 国民の祝日 (当日が月曜日 (当日が毎月の第 3 日曜日の翌日に当たるときを除く。) 又は毎月の第 3 日曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
静岡市蒲原老人福祉センター	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

に

」

改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(指定管理者の指定に係る経過措置)

- 2 静岡市蒲原老人福祉センター(以下この項及び次項において「蒲原センター」という。) については、改正後の静岡市老人福祉センター条例第 17 条の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律 (平成 15 年法律第 81 号) 附則第 2 条に規定する日 (同日前に蒲原センターについて指定管理者を指定した場合は、当該指定管理者が蒲原センターの管理を開始する日) までの間は、なお従前の例による。
- 3 蒲原センターについて、指定管理者が管理を開始した際、現に改正前の静岡市老人福祉センター条例第 15 条の規定により管理の委託を受けている者に対してなされた申請その他の行為については、蒲原センターの指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 215 号

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

静岡市老人デイサービスセンター条例（平成15年静岡市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

静岡市蒲原老人デイサービスセンター	静岡市清水区蒲原721番地の 4
-------------------	------------------

第 3 条の表に次のように加える。

静岡市蒲原老人デイサービスセンター	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
-------------------	------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（平成17年静岡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（指定管理者の指定に係る経過措置）

- 2 静岡市蒲原老人デイサービスセンター（以下この項において「蒲原センター」という。）については、改正後の静岡市老人デイサービスセンター条例第 5 条の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第 2 条に規定する日（同日前に蒲原センターについて指定管理者を指定した場合は、当該指定管理者が蒲原センターの管理を開始する日）までの間は、なお従前の例による。

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第216号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例

静岡市立保育所条例（平成15年静岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

静岡市立蒲原東部保育園	静岡市清水区蒲原5092番地の 3
静岡市立蒲原西部保育園	静岡市清水区蒲原中566番地の 1

附則に次の 1 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町保育所条例（昭和41年蒲原町条例第 6 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第217号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

静岡市蒲原白銀児童館	静岡市清水区蒲原721番地の 4
------------	------------------

第 6 条中「児童館」の次に「(静岡市蒲原白銀児童館を除く。)」を加える。

第10条中「児童館」を「静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館」に改める。

第12条第 1 号中「第 3 条」を「静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館における第 3 条」に改め、同条第 2 号中「児童館」を「静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 静岡市児童館条例の一部を改正する条例（平成17年静岡市条例第123号）の一部を次の

ように改正する。

第 7 条を第 14 条とし、同条の前に 6 条を加える改正規定中「児童館の管理」を「静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館の管理」に改める。

第 4 条の改正規定中「指定管理者」を「静岡市蒲原白銀児童館にあつては市長は、静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館にあつては指定管理者」に改める。

第 3 条の次に 2 条を加える改正規定中「第 8 条の規定による指定を受けて児童館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」を「特に必要があると認めるときは、児童館のうち静岡市蒲原白銀児童館にあつては市長は、静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館にあつては第 8 条の規定による指定を受けて児童館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は市長の承認を得て、」に、「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」を「特に必要があると認めるときは、静岡市蒲原白銀児童館にあつては市長は、静岡市蒲原白銀児童館以外の児童館にあつては指定管理者は市長の承認を得て、」に改める。

静岡市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 218 号

静岡市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

静岡市心身障害者扶養共済条例（平成 16 年静岡市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「基づく共済制度」の次に「（以下「県共済制度」という。）」を加える。

附則第 4 項中「静岡県心身障害者扶養共済制度条例に基づく共済制度の規定」を「県共済制度」に改める。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

6 蒲原町の編入の日（以下この項及び附則第 8 項において「編入日」という。）の前日において、県共済制度に加入している者で、編入前の蒲原町の区域内に住所を有するものが、編入日において引き続き市の区域内に住所を有する場合は、編入日に市共済制度に加入したものとみなす。

7 前項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた者に係るこの条例の規定の適用については、第 7 条第 1 項本文中「第 4 条第 2 号の規定に該当する者として市共済制度に加入した」とあるのは「附則第 6 項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた」と、「他の地方公共団体」とあるのは「静岡県その他の地方公共団体」と読み替え、同条第 2 項本文中「前条第 2 項の規定により申込みをし、口数追加の承認を受けた」とあるのは「附則第 6 項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた」と、「他の地方公共団体」とあるのは「静岡県その他の地方公共団体」と読み替え、同条第 3 項中「第 4 条第 2 号の規定の適用を受けて加入者となった者」とあるのは「附則第 6 項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた者」と、「他の地方公共団体」とあるのは「静岡県その他の地方公共団体」と読み替え、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 5 項中「第 7 条第 3 項」とあるのは「附則第 7 項の規定により読み替えて適用される第 7 条第 3 項」と読み替えるものとする。

8 編入日の前日において県共済制度により指定されていた年金管理者であって、附則第 6 項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた者に係るものは、編入日において第 10 条の規定による年金管理者となったものとみなす。

9 附則第 7 項の規定にかかわらず、昭和 61 年 3 月 31 日において他の地方自治体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた者（昭和 54 年 10 月 1 日以後に当該心身障害者扶養共済制度に加入した者で加入時の年齢が 45 歳以上であったものを除く。）で、昭和 61 年 4 月 1 日において引き続き他の自治体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していたものが、附則第 6 項の規定により市共済制度に加入したものとみなされた場合（第 18 条第 3 項前段の規定により加入者としての地位を得ることとなった場合を除く。）に係る第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「加入時（第 4 条第 2 号の規定に該当する者として市共済制度に加入したものについては、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度への加入時とする。）の年齢に応じ、別表」とあるのは「昭和 61 年 4 月 1 日現在の年齢に応じ、附則別表」と、「20 年」とあるのは「25 年」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

静岡市保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第219号

静岡市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市保健福祉センター条例（平成15年静岡市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

静岡市蒲原保健福祉センター	静岡市清水区蒲原721番地の 4
---------------	------------------

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第220号

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、食品衛生法施行条例（平成12年静岡県条例第37号）の規定によりなされた届出は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 蒲原町の編入の際、現に編入前の蒲原町の区域において法第62条第 3 項に規定する施設により食品の供与を行っている者に対する第 4 条の規定の適用については、同条第 1 項中「当該施設により食品の供与を開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成18年 7 月 1 日までに」とする。

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

静岡市飼い犬条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第221号

静岡市飼い犬条例の一部を改正する条例

静岡市飼い犬条例（平成15年静岡市条例第170号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町飼い犬条例（昭和45年蒲原町条例第3号。次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第222号

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 当分の間、静岡市の区域のうち編入前の蒲原町の区域（以下この項から附則第6項までにおいて「旧蒲原町の区域」という。）においては、第9条第2項中「本市の処理施設」

とあるのは、「市長が指定する場所」とする。

- 5 当分の間、第12条第1項前段の規定にかかわらず、旧蒲原町の区域においては、事業活動において一般廃棄物を生ずる事業者は、当該廃棄物を自ら処理する場合を除き、処理計画に従い、当該廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬しなければならない。
- 6 当分の間、第13条から第17条までの規定は、旧蒲原町の区域においては、適用しない。
- 7 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年蒲原町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第223号

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成15年静岡市条例第178号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日（以下この項及び次項において「編入日」という。）の前日までに、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号。次項において「静岡県条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に特別の定めがあるものを除き、編入日以後においては、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日の前日までにした静岡県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお静岡県条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第224号

静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成15年静岡市条例第180号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町墓地、埋葬等に関する規則（平成11年蒲原町規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 蒲原町の編入の際、現に編入前の蒲原町の区域に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、それらを変更する場合を除き、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第225号

静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年静岡市条例第204号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町農業集落排水事業費分担金徴収条例

(平成 4 年蒲原町条例第 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第226号

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例(平成15年静岡市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

静岡市蒲原善福寺地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区蒲原3851番地	静岡市清水区蒲原の一部
----------------------	----------------	-------------

第15条及び第16条第 1 項中「及び静岡市日向地区農業集落排水処理施設」を「、静岡市日向地区農業集落排水処理施設及び静岡市蒲原善福寺地区農業集落排水処理施設」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 4 年蒲原町条例第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第227号

静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

静岡市火入れに関する条例(平成15年静岡市条例第209号)の一部を次のように改正する。
附則に次の見出し及び2項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町火入れに関する条例(昭和59年蒲原町条例第6号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定により許可された火入れに係る防火帯の設置については、なお編入前の条例の例による。
- 4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第228号

静岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

静岡市都市計画審議会条例(平成15年静岡市条例第217号)の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(蒲原町の編入に伴う委員の定数等の特例)

- 2 第2条本文の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項及び次項において「編入日」という。)から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同条中「20人以内」とあるのは、「21人以内」とする。
- 3 第4条第1項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に委嘱される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市住居表示に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第229号

静岡市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

静岡市住居表示に関する条例（平成15年静岡市条例第223号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町住居表示に関する条例（昭和57年蒲原町条例第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第230号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日（次項及び附則第 6 項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町都市公園条例（昭和60年蒲原町条例第18号。以下この項から附則第 6 項までにおいて「編入前の条例」という。）第 3 条に規定する法第 6 条の規定による許可又は編入前の条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者に係る占用料又は使用料については、当該許可の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

5 前項に規定するもののほか、編入日の前日までに編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第231号

静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成15年静岡市条例第235号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

6 第3章及び第6章の規定は、静岡市の区域のうち編入前の蒲原町の区域においては、平成18年9月30日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用する。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第232号

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する
条例

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）

の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 5 第 4 条から第 10 条までの規定は、静岡市の区域のうち編入前の蒲原町の区域においては、平成 18 年 9 月 30 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手する者について適用する。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 233 号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例(平成 15 年静岡市条例第 238 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び静岡市草薙駅前東自転車等駐車場」を「、静岡市草薙駅前東自転車等駐車場、静岡市蒲原駅西自転車等駐車場、静岡市蒲原駅東自転車等駐車場及び静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原堰沢 299 番地	自転車
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原中 322 番地の 13	原動機付自転車
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	静岡市清水区蒲原 942 番地の 3	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成 17 年静岡市条例第 158 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の次に 1 表を加える改正規定中

「

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前 5 時 30 分から午後 11 時まで
-----------------	------------------------

を

」

「

静岡市草薙駅前西自転車等駐車場	午前 5 時 30 分から午後 11 時まで
静岡市蒲原駅西自転車等駐車場	終日
静岡市蒲原駅東自転車等駐車場	
静岡市新蒲原駅前自転車等駐車場	

に

」

改める。

静岡市建築協定条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 234 号

静岡市建築協定条例の一部を改正する条例

静岡市建築協定条例（平成 15 年静岡市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町建築協定条例（昭和 60 年蒲原町条例第 19 号）の規定により締結された建築協定のうち、編入日において引き続き継続しているものについては、この条例の相当規定により締結されたものとみなす。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第235号

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、法第32条第1項又は第3項の規定により占用の許可を受け、編入日以後において引き続き占用する物件に係る占用料については、第2条及び別表の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの間に限り、これらの規定により算定した額が静岡県道路占用料等徴収条例（昭和28年静岡県条例第52号）又は編入前の蒲原町道路占用料徴収条例（平成12年蒲原町条例第37号）（以下この項において「県条例等」という。）の規定により算定した額を超えるときは、県条例等の規定により算定した額とする。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第236号

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成15年静岡市条例第250号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、法第23条から法第25条までの規定により占用等の許可を受け、編入日以後において引き続き占用等を行う物件に係る流水占用料等については、第2条及び別表の規定にかかわらず、

平成18年度から平成20年度までの間に限り、これらの規定により算定した額が編入前の蒲原町普通河川条例（昭和46年蒲原町条例第8号）を準用して算定した額を超えるときは、同条例の規定を準用して算出した額とする。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第237号

静岡市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 5 蒲原町の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町法定外道路管理条例（平成16年蒲原町条例第15号）又は蒲原町普通河川条例（昭和46年蒲原町条例第8号）（以下この項から附則第7項までにおいてこれらを「編入前の条例」という。）の規定により占用等の許可を受け、編入日以後において引き続き占用等を行う物件に係る占用料等については、第14条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの間に限り、同条の規定により算定した額が編入前の条例の規定により算定した額を超えるときは、編入前の条例の規定により算定した額とする。
- 6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 7 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第238号

静岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 静岡市営住宅管理条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 4 第53条の規定は、当分の間、別表第1の表に掲げる日の出荘団地、新栄荘団地、みはま荘団地、大沢荘団地及び中浜荘団地の管理については、適用しない。この場合において、第4条第1項中「第53条の規定による指定を受けて市営住宅等の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第7条第3項中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と、第33条第1項中「指定管理者の」とあるのは「その」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 蒲原町の編入の日（次項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町営住宅管理条例（平成9年蒲原町条例第12号。次項において「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

別表第1の1市営住宅の表に次のように加える。

日の出荘団地	静岡市清水区蒲原
新栄荘団地	静岡市清水区蒲原
みはま荘団地	静岡市清水区蒲原四丁目
大沢荘団地	静岡市清水区蒲原神沢
中浜荘団地	静岡市清水区蒲原中

第 2 条 静岡市営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第53条の規定による指定を受けて市営住宅等の管理を行うもの（以下

「指定管理者」という。)とあるのは「市長」を「市長は、第53条の規定による指定を受けて市営住宅等の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に入居者の公募を行わせるものとし、指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者に示す」とあるのは「示す」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成18年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

静岡市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第239号

静岡市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成15年静岡市条例第258号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 5 蒲原町の編入の日(以下この項、次項及び附則第8項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町の学校医等であった者(静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合補償条例(昭和44年静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合告示第8号。以下この項から附則第8項までにおいて「組合条例」という。)第2条に規定する学校医等をいう。次項において「編入前の学校医等」という。)が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務上の災害であって、組合条例の規定により編入日の前日まで補償がなされていたもののうち引き続き編入日以後の期間に支給すべきものについては、組合条例の例により補償する。
- 6 編入日の前日までに、編入前の学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合であって編入日以後に補償が必要な状態になったとき(既に補償を受けていた者が新たな補償を必要とする状態になったときを含む。)における公務上の災害については、組合条

例の例により補償する。

- 7 前 2 項の規定により補償する場合において、組合条例の規定によりなされた補償、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 8 編入日の前日までにした組合条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお組合条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第240号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表 1 小学校の表に次のように加える。

静岡市立蒲原東小学校	静岡市清水区蒲原666番地
静岡市立蒲原西小学校	静岡市清水区蒲原新田二丁目25番1号

別表 2 中学校の表に次のように加える。

静岡市立蒲原中学校	静岡市清水区蒲原49番地
-----------	--------------

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市育英条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第241号

静岡市育英条例の一部を改正する条例

静岡市育英条例（平成15年静岡市条例第269号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町奨学金貸与条例(平成4年蒲原町条例第5号)第6条の規定により奨学生の認定を受けた者に係る編入日以後の奨学金の交付、停止、返還その他の取扱いについては、なお同条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第242号

静岡市公民館条例の一部を改正する条例

静岡市公民館条例(平成15年静岡市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

静岡市蒲原公民館	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号
----------	--------------------

第6条第3項中「及び静岡市清水両河内公民館」を「、静岡市清水両河内公民館及び静岡市蒲原公民館」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町公民館条例(昭和45年蒲原町条例第4号。以下この項及び次項において「編入前の条例」という。)の規定によりなされた使用許可に係る使用料については、なお編入前の条例の例による。

- 4 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第2中「第6条関係」を「第8条関係」に、「清水中央公民館等使用料」を「1 静岡市清水中央公民館等使用料(静岡市蒲原公民館を除く。)」に改め、同表に次の1表を加える。

2 静岡市蒲原公民館使用料

室名	位置	収容人員	様式	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
				午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
2階 大会 議室	2階	80人	洋室	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,500円
3階 大会 議室	3階	100人	洋室	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,500円
4階 大会 議室	4階	100人	洋室	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,500円
2階 中会 議室	2階	30人	洋室	700円	700円	1,200円	1,400円	1,900円	2,600円
3階 中会 議室	3階	20人	洋室	700円	700円	1,200円	1,400円	1,900円	2,600円
3階 小会 議室	3階	15人	洋室	500円	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円
4階 第1 小会 議室	4階	15人	洋室	500円	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円
4階 第2 小会 議室	4階	15人	洋室	500円	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円
4階 第3 小会 議室	4階	30人	洋室	500円	500円	700円	1,000円	1,200円	1,700円
和室	4階	20人	和室	700円	700円	1,200円	1,400円	1,900円	2,600円
実習 室	3階	30人	洋室	2,000円	2,000円	3,200円	4,000円	5,200円	7,200円

備考

- 1 市民以外の者が使用する場合は、上記使用料の5割に相当する額を加算する。
- 2 利用者が冷房機又は暖房機を使用した場合は、上記使用料の2割に相当する額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、

別表第 1 及び別表第 2 の改正規定(「第 6 条関係」を「第 8 条関係」に改める部分に限る。)は平成18年 4 月 1 日から施行する。

(静岡市公民館条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 静岡市公民館条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項の改正規定中「及び静岡市清水両河内公民館」を「、静岡市清水両河内公民館及び静岡市蒲原公民館」に改める。

第 3 条の次に 2 条を加える改正規定中「及び静岡市両河内公民館」を「、静岡市両河内公民館及び静岡市蒲原公民館」に改め、「法律第178号」の次に「。以下「祝日法」という。」を加え、「静岡市清水中央公民館等の休館日」を「静岡市清水中央公民館等(静岡市蒲原公民館を除く。)の休館日」に、「国民の祝日に関する法律に規定する」を「祝日法に規定する」に、

「 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、静岡市中央公民館等及び第 2 条第 2 項の表に掲げる分館並びに静岡市清水中央公民館等(以下これらを「市公民館」という。)の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。」

「 3 静岡市蒲原公民館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 毎月の第 3 日曜日

(3) 祝日法に規定する祝日(当日が月曜日又は毎月の第 3 日曜日に当たるときは、その翌日)

(4) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

4 前 3 項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、静岡市中央公民館等及び第 2 条第 2 項の表に掲げる分館並びに静岡市清水中央公民館等(以下これらを「市公民館」という。)の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。」

改める。

静岡市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第243号

静岡市図書館条例の一部を改正する条例

静岡市図書館条例（平成15年静岡市条例第273号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

静岡市立蒲原図書館	静岡市清水区蒲原新田一丁目22番22号
-----------	---------------------

第 5 条第 1 項中「及び静岡市立清水中央図書館」を「、静岡市立清水中央図書館及び静岡市立蒲原図書館」に改める。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 第10条第 2 項の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日（以下この項から附則第 5 項までにおいて「編入日」という。）から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同項中「10人以内」とあるのは、「11人以内」とする。
- 4 第10条第 3 項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に任命される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。
- 5 編入日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例（平成 2 年蒲原町条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（静岡市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 静岡市図書館条例の一部を改正する条例（平成17年静岡市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に 2 条を加える改正規定中

「

静岡市立清水中央図書館	午前 9 時30分から午後 7 時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午後 5 時までとする。
静岡市立清水興津図書館	

を

」

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで。ただし、日曜日 及び土曜日は、午後 5 時までとする。	に、
静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日	」
静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日 (当日が月曜日に当たるときは、 その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日 (当日が月曜日 に当たるときは、その翌日) までの日 (5) 図書館整理日 (毎月の第 3 火曜日。ただし、 当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属 する月の第 2 火曜日とする。) (6) 図書館資料点検期間 (2 週間以内の範囲にお いて教育委員会が定める期間) に属する日	を
静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立蒲原図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日	」
静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日 (当日が月曜日に当たるときは、 その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日 (当日が月曜日 に当たるときは、その翌日) までの日 (5) 図書館整理日 (毎月の第 3 火曜日。ただし、 当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属 する月の第 2 火曜日とする。) (6) 図書館資料点検期間 (2 週間以内の範囲にお いて教育委員会が定める期間) に属する日	に

附則第 3 項中「第 10 条第 2 項」を「第 12 条第 2 項」に改める。

附則第 4 項中「第 10 条第 3 項本文」を「第 12 条第 3 項本文」に改める。」
改める。

静岡市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 244 号

静岡市文化財保護条例の一部を改正する条例

静岡市文化財保護条例（平成 15 年静岡市条例第 281 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町文化財保護条例（昭和 53 年蒲原町条例第 6 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 15 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 245 号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 283 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表静岡市清水消防署の項管轄区域の欄中「清水区の区域」の次に「（編入前の蒲原町の区域を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市消防職員等に対する賞じゅつ金等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第246号

静岡市消防職員等に対する賞じゅつ金等の支給に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防職員等に対する賞じゅつ金等の支給に関する条例(平成15年静岡市条例第285号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和46年蒲原町条例第15号)に規定する賞じゅつ金の支給を受けるべき事由が生じている者(編入日前の職務により、編入日以後に死亡し、又は障害の状態となった者を含む。)に係る賞じゅつ金については、なお同条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第247号

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例(平成15年静岡市条例第286号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(適用除外)

5 この条例は、当分の間、静岡市の区域のうち編入前の蒲原町の区域については、適用しない。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第248号

静岡市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防団の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

静岡市清水消防団	清水区の区域	を
----------	--------	---

」

「

静岡市清水消防団	清水区の区域（静岡市蒲原消防団の区域を除く。）	に
静岡市蒲原消防団	清水区の区域のうち蒲原、蒲原一丁目、蒲原二丁目、蒲原三丁目、蒲原四丁目、蒲原神沢、蒲原小金、蒲原新栄、蒲原新田一丁目、蒲原新田二丁目、蒲原堰沢、蒲原中及び蒲原東の区域	

」

改める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第249号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

附則第2条の次に次の1条を加える。

（蒲原町の編入に伴う損害補償の経過措置）

第2条の2 蒲原町の編入の日（以下この条において「編入日」という。）の前日までに編入前の蒲原町消防団員等公務災害補償条例（昭和52年蒲原町条例第8号。以下この条において「編入前の条例」という。）の規定により支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。）並びに編入日の前日までに編入前の条例の規定により支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で編入日前の期間について支給すべきものについては、なお編入前の条例の例による。

2 編入日の前日までに非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は編入日の前日までの公務による負傷若しくは疾病により編入日以後に死亡し、若しくは障害の状態となった場合におけるこれらの災害について、編入前の条例の規定によりなされた補償、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 編入日の前日までに消防作業従事者等が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は編入日の前日までの消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により編入日以後に死亡し、若しくは障害の状態となった場合におけるこれらの災害について、編入前の条例の規定によりなされた補償、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第250号

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成15年静岡市条例第290号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日(次項において「編入日」という。)の前日までに、非常勤消防団員が編入前の蒲原町の非常勤消防団員(以下この項及び次項において「編入前非常勤消防団員」という。)として勤務していた期間(編入前の蒲原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年蒲原町条例第17号。次項において「編入前の条例」という。)の規定により当該編入前非常勤消防団員として勤務した期間に合算しないこととされているものを除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算するものとする。
- 5 編入日の前日までに退職した編入前非常勤消防団員で、編入日において編入前の条例の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお編入前の条例の例による。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第251号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成15年静岡市条例第297号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「697,000人」を「710,250人」に改め、同項第 3 号中「339,600 立方メートル」を「347,400立方メートル」に改める。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日までに発生した損害賠償事故に関する編入前の蒲原町の公営企業に係る法律上町の義務に属する損害賠償については、なお編入前の蒲原町水道事業の設置等に関する条例(昭和41年蒲原町条例第21号)の例による。
- 5 管理者は、編入前の蒲原町の公営企業に係る平成17年10月1日から平成18年3月30日までの業務の状況を説明する書類を、第10条の規定の例により処理しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第252号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例(平成15年静岡市条例第299号)の一部を次のように改正する。
第26条を次のように改める。

(料金)

第26条 料金は、1月につき、次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に定める額とする。

- (1) 合併前の静岡市の区域(以下「旧静岡市の区域」という。) 別表第1に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。)
- (2) 旧清水市の区域 別表第2の1の表に掲げる区分により算定した基本料金及び超過料金の合計額(メーターの口径が40ミリメートルを超える場合にあっては、これに別表第2の2の表に掲げる区分により算定した大口口径施設特別使用料金の額を合計した額)
- (3) 編入前の蒲原町の区域(以下「旧蒲原町の区域」という。) 別表第3の1の表に掲げる区分により算定した基本料金及び超過料金並びに別表第3の2の表に掲げる区分

により算定したメーター使用料金の額の合計額

第28条を次のように改める。

(料金の端数計算)

第28条 旧静岡市の区域及び旧清水市の区域にあっては、料金の算定に当たり次に掲げる金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 隔月検針に係る2月分の料金を合計した金額
- (2) 毎月検針又は第30条の場合における随時の検針に係る当該料金の金額

2 旧蒲原町の区域にあっては、料金の算定に当たり次に掲げる金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 隔月検針に係る2月分の料金を合計した金額
- (2) 毎月検針又は第30条の場合における随時の検針に係る当該料金の金額

第30条第1項中「区域内」の次に「及び旧蒲原町の区域内」を加える。

第32条第1項第2号の表に次のように加える。

旧蒲原町の区域内	2,000円
----------	--------

第32条第1項第3号の表に次のように加える。

旧蒲原町の区域内	3,000円
----------	--------

第32条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 第37条第2項ただし書の規定による確認をする場合 1件につき次の表に定める額

区分		手数料の額
旧静岡市の区域内	メーターの口径が25ミリメートル以下	5,800円
	メーターの口径が40ミリメートル	8,060円
	メーターの口径が50ミリメートル以上	16,760円
旧清水市の区域内		3,000円
旧蒲原町の区域内		5,000円

附則に次の見出し及び3項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 6 蒲原町の編入の日(次項及び附則第8項において「編入日」という。)の前日までに、編入前の蒲原町給水条例(平成10年蒲原町条例第1号。次項及び附則第8項において「編入前の条例」という。)第15条の規定により町長が認定したメーターは、第17条に規定する市の水道メーターとみなす。

7 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

8 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 26 条関係)

1 水道使用料金

種別	用途	基本料金 (1 月につき 10 立方メートルまで)	超過料金	
			水量	料金 (1 立方メートルにつき)
専用	一般用	840 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	105 円
			20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	115 円 50 銭
			50 立方メートルを超え 150 立方メートルまで	136 円 50 銭
			150 立方メートルを超えるもの	157 円 50 銭
	臨時用	2,625 円	10 立方メートルを超え るもの	262 円 50 銭
共用	一般用 (1 世帯)	840 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	105 円
			20 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	115 円 50 銭
			50 立方メートルを超え 150 立方メートルまで	136 円 50 銭
			150 立方メートルを超えるもの	157 円 50 銭

2 メーター使用料金

口径	料金
13 ミリメートル	52 円 50 銭
20 ミリメートル	105 円
25 ミリメートル	126 円
30 ミリメートル	178 円 50 銭
40 ミリメートル	210 円
50 ミリメートル	1,470 円

75ミリメートル	1,680円
100ミリメートル	2,100円

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第253号

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例（平成15年静岡市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 静岡市東部勤労者福祉センター（1）施設使用料ア専用利用その1の表中

「

大会議室	7階	180人	16,800円	20,000円	20,000円	36,800円	40,000円	56,800円
多目的 会議室	8階	110人	10,200円	12,200円	12,200円	22,400円	24,400円	34,600円

を

」

「

大会議室	7階	180人	16,800円	20,000円	20,000円	36,800円	40,000円	56,800円
------	----	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、

」

「

小会議室 1	7階	24人	4,500円	5,400円	5,400円	9,900円	10,800円	15,300円
小会議室 2	7階	18人						
小会議室 3	8階	20人						
小会議室 4	8階	14人						

を

」

小会議室 1	7階	24人	4,500円	5,400円	5,400円	9,900円	10,800円	15,300円
小会議室 2	7階	18人						

改め、同表の 1 静岡市東部勤労者福祉センター（ 2 ）特殊器具等使用料の表中

パーティション	1 枚	500円	研修室大（ 6 階、 7 階、 8 階 ）及 び研修室小（ 6 階 ）
白布（ 縦1800ミリメートル×横 6400ミリメートル ）	1 枚	300円	多目的ホール、研修室大（ 6 階、 7 階、 8 階 ）及び研修室小（ 6 階 ）
白布（ 縦1300ミリメートル×横 2200ミリメートル ）	1 枚	150円	多目的ホール、研修室大（ 6 階、 7 階、 8 階 ）及び研修室小（ 6 階 ）
毛せん	1 枚	500円	多目的ホール

パーティション	1 枚	500円	
白布（ 縦1800ミリメートル×横 6400ミリメートル ）	1 枚	300円	
白布（ 縦1300ミリメートル×横 2200ミリメートル ）	1 枚	150円	
毛せん	1 枚	500円	

改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第254号

静岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

静岡市中央卸売市場業務条例（平成15年静岡市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第41条第6項第2号イ中「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第1項」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第255号

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第29条の5」に、「第40条」を「第41条」に改める。

第1条中「掲出物件」という。)の次に「並びに屋外広告業」を加える。

第2条を次のように改める。

（広告物等の設置者等の責務）

第2条 広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、この条例の趣旨を尊重し、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件が、その形状、材質、意匠、色彩等に関して周辺の景観と調和し、良好な景観の形成に資するものとなるよう努めるとともに、その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を適切に表示し、又は設置し、及び管理するよう努めるものとする。

2 屋外広告業者（第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、その業務を行うに当たって、その表示し、又は設置する広告物又は掲出

物件が、この条例の趣旨に適合したものとなるよう、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託する者（以下「広告主」という。）その他の者に対し、必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 広告主は、屋外広告業者に対し、広告物又は掲出物件の表示又は設置を委託するに当たっては、その委託に係る広告物又は掲出物件をこの条例の定めるところにより表示し、又は設置することを求めるよう努めるものとする。

第18条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 屋外広告業者（第29条の2第1項の規定によりその営業の全部又は一部の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない者を除く。）

第23条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条を次のように改める。

（屋外広告業の登録）

第26条 屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、更新の登録を受けなければならない。

- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第26条の次に次の7条を加える。

（登録の申請）

第26条の2 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名並びに所在地）
(2) 屋外広告業を営むための事務所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び住所

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 第28条第1項の業務主任者の氏名及び住所並びにその担当する営業所の名称

2 登録申請書には、登録申請者が第26条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第26条の3 市長は、登録申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第29条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者で法人であるものが第29条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(3) 第29条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第28条第1項に定めるところに従つて業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、そ

の旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第26条の5 屋外広告業者は、第26条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、当該届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第26条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(登録簿の閲覧等)

第26条の6 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、インターネットの利用その他の方法により、登録簿に登録された情報の公表に努めなければならない。

(廃業等の届出)

第26条の7 屋外広告業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 第26条第1項又は第3項の登録に係る屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第26条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったときは、登録簿から当該屋外広告業の登録を抹消しなければならない。

第28条を次のように改める。

(業務主任者の選任)

第28条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから専任の業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の他の指定都市若しくは同法第252条の22第 1 項の中核市の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関する講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第28条の 3 に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

3 第 1 項の規定により営業所ごとに選任された専任の業務主任者は、前項に規定する業務を行う上で支障がないと市長が認めるときは、その営業所以外の営業所で同項に規定する業務に従事することができる。

第28条の次に次の 2 条を加える。

（標識の掲示）

第28条の 2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第28条の 3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第29条（見出しを含む。）中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(登録の取消し等)

第29条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第26条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第26条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 第26条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(静岡県の登録を受けた者に関する特例)

第29条の3 第26条から第26条の6まで、第26条の8及び前条の規定は、静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。)に基づく屋外広告業の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって市の区域内で屋外広告業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、第26条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は届出に係る屋外広告業を廃止したときも、同様とする。

4 市長は、前項の規定による届出をした者について、その氏名又は名称等を公表する。

5 屋外広告業者が県条例に基づく屋外広告業の登録を受けたときは、その者に係る第26条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

6 市長は、第1項に規定する者であって市の区域内で屋外広告業を営むものが、第29条の2第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて市の区域内における営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 第26条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第29条の4 市長は、屋外広告業者監督処分簿(以下「処分簿」という。)を備え付けるものとする。

2 市長は、第29条の2第1項の規定による処分をしたとき、又は前条第6項の規定による処分をしたときは、処分簿に当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第26条の6第1項の規定は、処分簿について準用する。

(報告及び検査)

第29条の5 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条の次に次の1条を加える。

第33条の2 第26条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者は、別表第2に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

第34条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第6章中第37条を第37条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第26条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第29条の2第1項又は第29条の3第6項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

第38条第4号中「第26条」を「第26条の5第1項」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 第28条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第39条を次のように改める。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 第29条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第40条中「前3条」を「第37条から前条まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第26条の7第1項又は第29条の3第3項の規定による届出を怠った者
- (2) 第28条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第28条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附則第3項中「静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。)」を「県条例」に改め、附則に次の見出し及び4項を加える。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

8 蒲原町の編入の日(以下この項から附則第11項までにおいて「編入日」という。)の前日において、県条例の規定により適法に表示し、又は設置している広告物又はこれを掲出する物件で、編入日にこの条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、編入日から起算して3年間(表示している広告物が第4条第3項各号に掲げる広告物である場合にあっては、30日間)は、引き続き表示し、又は設置することができる。

9 編入日の前日において、現に県条例に基づく屋外広告業の登録を受け、又は同条例附則第2項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、平成18年3月31日に限り、第26条第1項の規定による届出をしないで引き続き編入前の蒲原町の区域において屋外広告業を営むことができる。

10 編入日の前日までに、県条例の規定により静岡県知事その他の機関がした許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は現に県条例の規定により静岡県知事その他の機関に対してしている許可の申請その他の行為(県条例第22条に規定する屋外広告業の登録の申請を除く。以下この項において「申請等の行為」という。)で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定により市長がした処分等の行為又は市長に対してした申請等の行為とみなす。

11 編入日の前日までにした県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第 2 (第33条の 2 関係)

区分	算定単位	金額
屋外広告業登録申請手数料	1 件につき	1 万円
屋外広告業更新登録申請手数料	1 件につき	1 万円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に見出し及び 4 項を加える改正規定は、平成18年 3 月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第26条第 1 項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者及び改正後の静岡市屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 9 項の適用を受ける者は、この条例の施行の日から 6 月間（当該期間内に改正後の条例第26条の 4 第 1 項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例第26条第 1 項の登録を受けないで、引き続き当該営業を（改正後の条例附則第 9 項の適用を受ける者にあつては、編入前の蒲原町の区域における当該営業を）営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、当該屋外広告業を改正後の条例第26条第 1 項の規定による登録を受けた屋外広告業とみなして、改正後の条例第18条第 2 項（第 2 号を除く。）、第26条の 5 第 1 項、第26条の 7、第28条の 3、第29条、第29条の 2 第 1 項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第 2 項、第29条の 4 並びに第29条の 5 の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第28条第 1 項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の条例第28条第 1 項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

静岡市両河内財産区基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月26日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第256号

静岡市両河内財産区基金条例の一部を改正する条例

静岡市両河内財産区基金条例（平成15年静岡市条例第310号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- (5) 経済事情等の著しい変動等により、財産区の運営のための財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第183号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年12月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第 9 号その 4 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第184号

静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年12月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険診療所条例施行規則（平成15年静岡市規則第70号）の一部を次のよ

うに改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 7 条中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

別表中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に、「第 2 条」を「条例第 4 条」に、「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

様式第 1 号中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

静岡市規則第185号

静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成17年12月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市老人福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第101号)の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「痴呆」を「認知症」に、「デイ B、デイ E」を「デイ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第186号

静岡競輪開設53周年記念競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則をここに制定する。

平成17年12月16日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡競輪開設53周年記念競輪の開催に伴う静岡市会計規則及び静岡市契約規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡競輪開設53周年記念競輪の開催に伴う財務事務の取扱いについて、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。）及び静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号。以下「契約規則」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡競輪開設53周年記念競輪 平成18年2月9日から同月12日までの予定で開催される平成17年度第11回静岡市営静岡競輪をいう。
- (2) 臨時場外 静岡競輪開設53周年記念競輪の開催に当たり、市が自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条の規定により設置する臨時場外車券売場をいう。

(資金前渡の範囲の特例)

第3条 会計規則第75条に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、臨時場外の運営に要する経費で、当該臨時場外の設置場所において支払をするものとする。

(契約書の省略の特例)

第4条 前条の規定により資金前渡することができる経費に係る契約を随意契約の方法により行うときは、契約規則第33条第1項及び第34条の規定（委託事務及びこれに類するものに係る契約にあつては、これらの規定のほか静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）第24条第3項の規定）にかかわらず、契約書の作成を省略し、及び請書その他これに準ずる書面を提出させないことができる。

(前渡資金の精算の特例)

第5条 第3条の規定により資金前渡された経費の精算については、会計規則第79条第1

項第 2 号に規定する期間にかかわらず、これを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成18年 5 月31日限り、その効力を失う。

市 告 示

静岡市告示第424号

静岡市建築確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧規程（平成15年静岡市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月15日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 1 条中「第11条の 7 第 1 項に規定する建築計画概要書又はフレキシブルディスクに記録されている当該建築計画概要書に明示すべき事項を記載した書類及び建築基準法令による処分の概要書並びに同条第 2 項に規定する築造計画概要書又はフレキシブルディスクに記録されている当該築造計画概要書に明示すべき事項を記載した書類及び建築基準法令による処分の概要書をいう。以下「計画概要書等」を「第11条の 4 第 1 項に規定する書類をいう。以下「処分に関する書類」に改める。

第 2 条から第 7 条までの規定中「計画概要書等」を「処分に関する書類」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月16日から施行する。

静岡市告示第443号

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）第96条第 2 項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月27日

静岡市長 小 嶋 善 吉

2 静岡市指定代理金融機関の表中

「

株式会社ユーエフジェ イ銀行 静岡支店	静岡市葵区呉服町一丁 目 6 番地の 11	本店、支店及び出張所
------------------------	--------------------------	------------

を

」

「

株式会社三菱東京ユー エフジェイ銀行静岡中 央支店	静岡市葵区呉服町一丁 目 6 番地の 11	本店、支店及び出張所
---------------------------------	--------------------------	------------

に

」

改める。

3 静岡市収納代理金融機関の表中

株式会社東京三菱銀行 静岡支店	静岡市葵区幸町 8 番地	
--------------------	--------------	--

を

」

削る。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

消防本部告示

静岡市消防本部告示第 4 号

静岡市消防長の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市消防本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月30日

静岡市消防長 森 下 克 弘

本則中「平成15年静岡市条例第 5 号」を「平成17年静岡市条例第 9 号」に、「平成15年静岡市規則第 4 号」を「平成17年静岡市規則第167号」に改める。

附 則

この告示は、平成17年12月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第 1 号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 1 月 6 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

様式第 1 号（その 1）から様式第 2 号（その 2）までの様式中「静岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（あて先）静岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

様式第 6 号（その 1）及び様式第 6 号（その 2）中「静岡市長 様」を「（あて先）静岡市長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 1 月 6 日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第 2 号

静岡市選挙公報の発行に関する条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 1 月 6 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「静岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（あて先）静岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 1 月 6 日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第 3 号

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成18年 1 月 6 日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

様式第 3 号中「静岡市選挙管理委員会委員長 様」を「(あて先)静岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

様式第 4 号中「静岡市選挙管理委員会委員長 様」を「(あて先)静岡市選挙管理委員会委員長」に、

「 年 月 日

を

「 年 月 日

」

に

候補者等の氏名

印

」

改める。

附 則

この告示は、平成18年 1 月 6 日から施行する。

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第 2 号（ 4 箇月経過抹消）の規定に基づき、次の者を在外選挙人名簿から抹消する。

平成18年 1 月10日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

男 1 人 女 1 人 計 2 人

【「次の者」は掲載省略】